

令和4年第10回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月26日(水) 午前9時30分～午前9時46分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名

会長	19番	今田邦彦			
会長職務代理	18番	畑雄二			
委員	1番	澁谷英昭	2番	白木義一	
	3番	森良明	5番	貞廣樹良	
	6番	鈴木孝典	7番	高橋修	
	8番	吉田彰	9番	長谷川彰徳	
	10番	赤澤良一	11番	柏葉政良	
	12番	岩間秀一	13番	中澤裕幸	
	14番	齊藤良平	15番	峯崎光行	
	16番	田中政幸	17番	伊藤貢三	

欠席委員(1名) 4番 太田秀樹

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 議案第34号 現況証明願の件
 - 第5 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第6 議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可の件
 - 第7 議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第8 議案第38号 農用地の買入協議要請の件
 - 第9 議案第39号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書決定の件

令和４年第１０回農業委員会総会

- 議長 　　ただいまより、令和４年　第１０回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
- 議長 　　この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。議席番号４番太田　秀樹　委員は都合により欠席いたします。
- 議長 　　つぎに日程の第１、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、議席番号５番貞廣樹良委員６番鈴木孝典委員を指名いたします。
- 議長 　　つぎに、日程の第２、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日１日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
- 委員 　　（なしの声）
- 議長 　　ご異議なしと認めます。
よって会期は本日１日とすることに決定をいたします。
- 議長 　　つぎに、日程の第３、諸般報告に入ります。
諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
ご質問ございませんか。
- 委員 　　（なしの声）
- 議長 　　ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
- 議長 　　つぎに、日程の第４、議案第３４号、現況証明願の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 山下次長 　　ただいま議題となりました議案第３４号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。調査員につきましては、中澤委員を主任とする、齋藤委員、峯崎委員の３名により１０月１１日に現地調査を行いました。
申請理由は、全て地目変更登記のためです。
（議案朗読省略）
なお、調査場所につきましては議案第３４号資料のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 　　事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、中澤委員から説明願います。
- 中澤委員 　　１０月１１日に私と齋藤委員・峯崎委員の３名で現地調査を行

		いました。1番については、整地されており長年に渡り耕作されていない状況、2番については、住宅路として使用しており長年にわたり耕作されていない状況、いずれも農地・採草放牧地以外と判断しました。以上で調査経過の報告を終わります。
議	長	ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。
議	長	つぎに、日程の第5、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
山下次長		ただいま議題となりました議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。
		(議案朗読省略)
		なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第35号資料のとおりとなっております。
		以上で事務局からの説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。
		これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって原案のとおり決定をいたします。
議	長	つぎに、日程の第6、議案第36号、農地法第4条第1項の規定による許可の件を議題といたします。
		なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件でありますので、貞廣委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
		(貞廣委員 一時退席)
		事務局から説明を求めます。

山下次長	ただいま議題となりました議案第 3 6 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の件について、ご説明いたします。 申請地は、農地法第 3 条許可を受け、使用貸借により申請者が耕作しています。所有者または耕作者が 4 条申請を行うことができますので、耕作者が申請を行うものです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力が低い農地であり、「第 2 種農地（その 2）」と判断され、土地所有者の同意も得られ、立地条件から当該地を選定したものと考えられます。申請地以外に代替地はなく、農地法第 4 条第 1 項の規定の許可相当と判断します。場所につきましては、議案第 3 6 号資料のとおりとなっております。また、3 0 アール以下の農業用施設への転用であるため北海道農業会議への意見聴取は不要となります。以上で事務局から説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。 (貞廣委員 着席)
議 長	つぎに、日程の第 7、議案第 3 7 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
山下次長	ただいま議題となりました議案第 3 7 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は 1 番～4 番・6 番は所有権移転、5 番は賃借権設定です。 (議案朗読省略) 番号 2 番について追加説明をさせていただきます。所有権移転をする対象地は、水はけが悪く、用水管理がため池で利便性が悪く、傾斜地にあるため低いあっせん単価になりました。そのため、9 月 1 日に農地審査会を開催した結果、当該価格でのあっせんについてやむを得ないと判断されたため、今回の単価設定になりました。つぎに、番号 4 ・5 番について追加説明をさせていただきます。

ます。農地所有適格法人の構成員による農地の所有権取得の特例になります。構成員の方が、当該所有適格法人に貸し付けるために農地を取得するというのであれば、農業経営基盤強化促進法の特例により農地の権利を取得することが可能であり、所有権移転・賃借権設定の農用地利用集積計画を同時に公告することが必要のため今回の議案となりました。

なお、番号１番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり１６ページ別添１調査書、番号２・４・６番は個人が利用権の設定等を受けるものであり、１７ページ別添２調査書、番号３・５番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、１８ページ別添３調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第３７号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては１０月２６日を予定しております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。

委員 (なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

議長 つぎに、日程の第８、議案第３８号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます

山下次長 ただいま議題となりました、議案第３８号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第３８号資料のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について 質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。

委員	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、原案のとおり要請することで決定をいたします。
議長	つぎに、日程の第 9、議案第 39 号、農地等利用最適化推進施策に関する意見書決定の件を議題といたします。
	事務局から、説明を求めます
山下次長	ただいま議題となりました議案第 39 号農地等利用最適化推進施策に関する意見書決定の件について、ご説明いたします。
	総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。経過としましては、8 月 30 日開催の総務委員会、9 月 28 日開催の委員協議会において、協議・検討を行い原案の承認を得たものです。結果につきましては、農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)、別冊のとおりとなっております。以上で事務局から説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明があった議案第 39 号農地等利用最適化推進施策に関する意見書決定の件について、質疑を行います。
	これに、ご異議ございませんか。
委員	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定し、市長に提出することといたします。
議長	以上をもちまして、第 10 回農業委員会総会は閉会いたします。